



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **相続税を未分割で申告するデメリット**

相続が発生した場合、相続人は相続が発生したことを知った日から10ヶ月以内に相続税の申告書を所轄の税務署に提出することになります。相続人の人数が多かったり、分割が容易でない財産があったりすると申告期限までに遺産分割協議がまとまらず、財産の全部又は一部の未分割のまま相続税の申告書を提出する場合があります。しかし、未分割申告は様々なデメリットのある方法であり、極力回避することが望ましいものです。今回は相続税を未分割で申告するデメリットをご紹介します。

#### 1. 税務的なデメリット

以下は、対象となる相続財産が未分割の状態では適用できないの制度・特例の一例です。

##### (1) 配偶者の税額の軽減

この制度は、被相続人の配偶者が相続又は遺贈により実際に取得した正味の遺産額について、①1億6千万円、②配偶者の法定相続分のいずれか多い金額に達するまで相続税がかからないというものです。本制度は配偶者が実際に取得した財産が対象と成るため、配偶者の財産が確定していない未分割の状態では適用を受けることはできません。

##### (2) 小規模宅地等の評価の特例

この制度は、相続人が被相続人の事業用又は居住用に使用されていた宅地等を相続又は遺贈により取得し、所定の要件を満たす場合に、その宅地等の相続税評価額を減額するものです。本制度は対象となる宅地等を取得することが前提となるため、その宅地等が未分割の状態では適用を受けることができません。

##### (3) 農地に係る相続税の納税猶予の特例

この制度は、相続人が農業又は一定の農地の貸付けを行っていた被相続人から一定の農地等を相続又は遺贈により取得し、所定の要件を満たす場合に、一定の相続税額の納税が猶予されるものです。本制度は対象となる農地等を取得することが前提となるため、その農地等が未分割の状態では適用を受けることができません。

##### (4) 非上場株式に係る相続税の納税猶予

この制度は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による都道府県知事の認定を受ける非上場会社の後継者である相続人又は受遺者が、被相続人から非上場会社の株式又は出資を相続又は遺贈により取得し、所定の要件を満たす場合に、一定の相続税額の納税が猶予されるものです。本制度は対象となる非上場会社の株式又は出資を取得することが前提となるため、その株式等が未分割の状態では適用を受けることができません。

##### (5) 物納

相続税は申告書の提出期限までに金銭で一括納付をするのが原則です。しかし、一定の場合には相続財産により納付する物納が認められます。本制度は分割後の所有権が確定された財産で税務署に対し物納申請を行うことが前提となるため、所有権が相続人の共有状態である未分割財産では適用を受けることはできません。

##### (6) 救済制度

上記の特例のうち(1)と(2)については、未分割の相続税申告書を提出する時に[申告期限後3年以内の分割見込書](#)を添付することで後から特例の適用を受ける方法が設けられています。これを申告期限までに提出しておき、申告期限から3年以内に遺産分割が行われた場合に、特例を適用した相続税額を再計算した結果に基づいて相続税の修正(更正の請求)を行うこととなります。更正の請求は遺産分割が行われた日の翌日から4ヶ月以内に申請する必要があります。

#### 2. 税務的以外のデメリット

##### (1) 相続税の仮払

未分割であっても相続税の申告期限・納付期限は変わりません。この場合未分割財産については法定相続分に分割したもとして相続税を計算するため、相続税を一旦仮払的に納める必要があります。もちろん、すべての財産を分割した際には、上記(6)の更正の請求又は修正申告を行うことにより精算が行われますので、過大に納付した相続税は還付され、不足していた相続税は追加で納付を行うこととなります。

##### (2) 二重の申告費用

未分割の相続税申告書の作成及び提出時はもちろんですが、更正の請求書又は修正申告書の作成及び提出についても税理士への報酬が発生するのが一般的なため二重に費用が発生することとなります。